

大気環境等測定結果(令和6年度)

番号	測定対象物質	基準等	No.2排気口
		排出基準 (注1)	7月30日 9:00~16:00
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
1	水銀及びその化合物	—	0.0045
2	アクリロニトリル	—	<0.057
3	塩化ビニルモノマー	100,000	<0.057
4	クロロホルム	200,000	0.12
5	1,2-ジクロロエタン	200,000	0.14
6	ジクロロメタン	200,000	0.94
7	テトラクロロエチレン	300,000	<0.11
8	トリクロロエチレン	300,000	<0.14
9	1,3-ブタジエン	—	0.15
10	ベンゼン	100,000	1.4
11	トルエン	200,000	0.36
12	o-キシレン	800,000	0.79
13	m. p-キシレン		1.9
14	エチルベンゼン	—	1.1
15	四塩化炭素	—	<0.16
16	1,1-ジクロロエタン(注3)	—	—
17	スチレン	200,000	0.74
18	p-ジクロロベンゼン(注3)	—	—
19	アセトアルデヒド(注3)	—	—
20	ホルムアルデヒド	70,000	4.8
21	ニッケル化合物(注2)	50	—
22	ベリリウム及びその化合物(注2)	—	—
23	マンガン及びその化合物(注2)	50	—
24	クロム及びその化合物(注2)	250	—
25	ヒ素及びその化合物(注2)	50	—
26	酸化エチレン	90,000	0.038
27	ベンゾ(a)ピレン(注3)	—	—
28	粉じん濃度(注2)	—	—
29	総揮発性有機化合物(TVOC)	—	41 32
30	塩化メチル	—	1.4
注1	東京都環境確保条例(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号))の排出基準値。		
注2	平成20年度の測定結果について特に問題となるような結果ではなかったことから、平成21年度より測定を実施していない。		
注3	基準等が設定されていないことから、平成27年度より測定を実施していない。		